

伊勢崎市社会福祉法人連絡会会則

(目的)

第1条 伊勢崎市内における社会福祉法人の種別を超えた連携体制を構築し、協働による公益的な取り組みの推進、災害時の相互応援、伊勢崎市内に存在する福祉課題解決に向けた取り組み等とおして、各社会福祉法人の運営や事業内容の充実発展及び地域福祉に寄与することを目的に、伊勢崎市社会福祉法人連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会は第7条に定める地区連絡会（別表第1）を下部組織とし、その連合体とする。

(会員)

第3条 連絡会の会員（以下「会員」という。）は、第1条に定める目的に賛同し、加入を希望する伊勢崎市内に所在する社会福祉法人及び伊勢崎市内で福祉施設・事業所を経営する社会福祉法人とする。

(取り組み内容等)

第4条 連絡会では、第1条に規定する目的を達成するため、協力して次の取り組みを行う。

- (1) 公益的な取り組みに関すること。
- (2) 災害時の相互応援に関すること。
- (3) 合同研修等、会員の資質向上に関すること。
- (4) 福祉人材の確保に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な取組みに関すること。

(役員)

第5条 連絡会に、次の役員を置く。ただし、選出区分は市内8地区の代表者とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 3名
- (4) 監事 2名

2 役員は互選により選出する。

3 会長は、連絡会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 理事は、連絡会の運営にあたる。

6 監事は、連絡会の会計及び事業を監査する。

7 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

8 欠員の補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第6条 総会は年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会は会長が招集し、会議の議長となる。

3 総会は役員を選任、予算、決算、事業計画、事業報告及び会則の改正について議決を行う。

4 総会は会員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面等により意思を表示した会員は、出席したものとみなす。

5 総会の決議は、出席した会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 特別な社会情勢等により、会長が必要と認めたときは、総会並びに臨時総会を文書審議による開催とすることができる。その場合の決議は前項に準ずるものとする。

(会議)

第7条 連絡会に次の会議を設ける。

- (1) 役員会
- (2) 代表者会議
- (3) 地区連絡会

(役員会)

第8条 会長は必要に応じて役員会を開催することができる。

2 役員会は連絡会の会務を運営する。

(代表者会議)

第9条 会長は必要に応じて代表者会議を開催することができる。

2 代表者会議は、第4条に関する個別の事業執行の推進を図るため、開催する。

(地区連絡会)

第10条 地区連絡会は正副代表者を置き、代表者の招集により必要に応じて開催する。

(運営経費)

第11条 本会の運営に要する費用は、助成金等及び必要に応じて会員負担により充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第13条 連絡会の事務局は伊勢崎市社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第14条 この会則の実施に関し、必要な事項及びこの会則に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この会則は、令和7年7月31日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

伊勢崎市内地区連絡会

- 1 北・三郷地区連絡会
- 2 南・茂呂・豊受地区連絡会
- 3 殖蓮地区連絡会
- 4 宮郷地区連絡会
- 5 名和地区連絡会
- 6 赤堀地区連絡会
- 7 東地区連絡会
- 8 境地区連絡会